

## 2021年 宇宙法模擬裁判 日本大会

INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

国際司法裁判所

### Case Concerning Mega-Constellations, Autonomous Space Operations and Freedom of Scientific Investigation

メガコンステレーション、自律的宇宙活動、科学的調査の自由に関する  
事件

PROCLIVIA

(APPLICANT)

Proclivia 国（原告国）

V.

ASTERIA

(RESPONDENT)

Asteria 国（被告国）

### RESPONSES TO REQUESTS FOR CLARIFICATION

クラリフィケーション要請に対する回答

#### 注意

本クラリフィケーションは、公式訳ではありません。2021年マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判大会（Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition 2021）において使用されるクラリフィケーションの正文（英語）を、日本宇宙法学生会議があくまで参考資料として日本語に翻訳したものです。必ず、日本宇宙法学生会議のウェブサイトに掲載されている正文を確認するようお願いします。仮に、和訳の事実と正文の事実と相違があり問題が発生した場合には、正文の事実が優先されます。

1. PROCLIVIA が DAME-7T 衛星を登録したのはいつか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
2. PROCLIVIA は以前に、南極での調査のために、他の衛星を打ち上げたことはあるか。  
(ある場合、)その古い衛星は引退したのか、もしくはまだ軌道上で機能しているのか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
3. PROCLIVIA は、請求において、ASTERIA は、PROCLIVIA の有する宇宙条約及び南極条約に基づく科学的調査の自由という権利行使を阻害したことに対し、国際責任を負うことを宣言するよう裁判所に求めている。同時に、ASTERIA は、本件で申し立てられた、宇宙空間から行われた PROCLIVIA の南極の科学的調査の妨害に関し、国際法上の責任を負わないと宣言するよう裁判所に求めている。ASTERIA は、PROCLIVIA による、科学的調査に関する自由の他の権利行使が妨害されたという主張には異議を申し立てないのか。  
—いずれかの当事者が提起すべき議論は、合意事実陳述書に基づいてその当事者が決定する問題である。
4. パラグラフ 17 において、「すべての監視データは正確であり、衝突の要因にはならなかった」ことに合意したとされている。パラグラフ 14 において、CUSKO の SARASTRO ソフトウェアに *D.A.M.E.-7T* に関する情報がプログラムされていなかったために、緊急脱出措置が実行されたと述べられている。*D.A.M.E.-7T* の物体情報を SARASTRO にプログラムしなかったことは、監視データに該当するのか。  
—解説は致しかねる。
5. パラグラフ 9 において、ASTERIA が宇宙損害責任条約の締約国になったことを発表したとあるが、パラグラフ 19 では ASTERIA は宇宙条約に署名しただけ（批准していない）とされている。果たして ASTERIA は宇宙損害責任条約の締約国とみなされるのか。  
—解説は致しかねる。
6. CUSKO は、ASTERIA の領域からそのコンステレーションとの間で指揮統制通信を行っているのか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
7. 法的拘束力のない合意とは何か。  
—解説は致しかねる。

8. 誰が ORAMI を発射台として認可したのか。パラグラフ 5 において、ORAMI は PROCLIVIA からオイルリグとしての認可を受けたとされているが、誰が発射台への転用を許可したのか、曖昧なままである。説明を求める。  
—解説は致しかねる。
9. PROCLIVIA は PAMINA に準拠しているか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
10. パラグラフ 6 において、失われたと報告された衛星は CUSKO のものか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
11. CUSKO の打ち上げ前に行われた法的手続きについて、事実関係を明らかにしたい。具体的には、CUSKO のコンステレーションの打ち上げ・配備に関して、PROCLIVIA または ASTERIA を代表して国内・国際的な手続き（登録、認可など）が行われたかどうか、一切言及されていない。  
—合意事実陳述書を参照のこと。
12. ASTERIA は CUSKO のコンステレーションを国連名簿に登録したのか。  
—解説は致しかねる。
13. PROCLIVIA と ASTERIA は、南極条約制度に含まれるすべての条約・文書の締約国か。  
—解説は致しかねる。
14. パラグラフ 4 において、2025 年には国内宇宙法は採択されていない。しかし、事故当時や訴訟時は採択されていたのか。  
—解説は致しかねる。
15. ASTERIA と PROCLIVIA 間の科学的協力の範囲は、パラグラフ 3 における *Orokanga* 協定で規定されているが、具体的にはどの程度か。どのような条件が記載されているか。  
—合意事実陳述書を参照のこと。